

ポルタひさい駐車場監視カメラ設備改修工事

図面リスト		
図面番号	図面名称	縮尺
E-01	電気設備工事特記仕様書1	——
E-02	電気設備工事特記仕様書2	——
E-03	電気設備工事特記仕様書3	——
E-04	位置図・配置図	1/750
E-05	監視カメラ機器姿図	——
E-06	監視カメラ設備 1・2階平面図（改修後）	1/500
E-07	監視カメラ設備 1・2階平面図（改修前）	1/500

藤川設計株式会社

電気設備工事特記仕様書	
I. 工事概要	
1. 工事名称	ポルタひさい駐車場監視カメラ設備改修工事
2. 工事場所	津市 久居新町 地内
3. 建物概要	ポルタひさい駐車場 鉄骨造 3階建 用途区分(13)項イ
	用途区分は消防法施行令別表第一による表記
4. 工事種目	下記において●印を付した工事を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・電力設備 ●通信・情報設備 ・構内配電線路 ・受変電設備 ・中央監視制御設備 ・構内通信線路 ・電力貯蔵設備 ・医療関係設備 ・その他 ・発電設備
II. 共通仕様	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版) 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版) 「公共建築設備工事標準図」(電気設備工事編・機械設備工事編 各平成31年版) ・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準) ・電気工業の業務の適正化に関する法律 ・電気工事士法 ・労働安全衛生法 ・消防関連法規(条例・所轄署指導要領を含む。) ・電力会社供給約款 ・その他関連法令、関連諸基準 	
III. 特記仕様	
1. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 一般事項	
(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。	
(2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおり施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおり施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。	
(3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。	
2. 足場	
設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省 平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	
足場(つり足場、張出し足場又は高さが1.0m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る)の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。 1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2) 労働安全衛生法第84条に規定する労働安全コンサルタント(区分が土木又は建築である者)や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者	
3. 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェスト)の数量の集計)を超えて請求することはできない。	
4. 電気工作物の種類	●自家用電気工作物
5. 電気工事士	電気工事士の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
6. 電気工業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
7. 電気保安技術者	電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。

8. 品質管理	工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。
9. 出来形管理	以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 ① 各種盤据付 耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ)基礎寸法 水平垂直 ② 配管・配線工事 支持間隔 ③ スイッチ類の取付高さ
10. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書(写)又は有効期限内の精度保証書(写)等を提出する。 また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ② 工程別施工計画書(施工要領書) 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③ 施工図(プロット図、平面図、展開図、各種詳細図) 主要機器、重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④ 耐震計算書
12. 機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。 ① 機器明細図 ② 各種計算書 設計図書による他、監督員の指示による。
13. 工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修(平成31年版))に従い撮影すること。 なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について(平成29年3月1日付け国営整第211号)」による。
14. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 (1)施工可能日 <ul style="list-style-type: none"> ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定日(・施設休業日 ●打ち合わせ ・その他()) (2)施工可能時間帯 <ul style="list-style-type: none"> ・指定なし ・一部指定あり(振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等) ●指定あり 指定時間(・()時～()時 ●打ち合わせ ・その他()) (3)その他()
15. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
16. 建設副産物	(1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出した場合)を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬出した場合)及び「再生資源利用促進実施書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I C が運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。
17. 発生材の処理等	(1)引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。() (2)特別管理産業廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・変圧器 ・コンデンサ ・その他() 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお、施工に際してP C B等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。 (3)現場内において再利用を図るもの <ul style="list-style-type: none"> ・発生土 ・その他() (4)再資源化を図るもの <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 (5)水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯 ・H I D ランプ(高輝度放電ランプ) ・その他() 「水銀廃棄物ガイドライン」(平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき適切に 処理すること。 (6)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 (7)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。 (マニフェストA、B2、D票を提示すること。)

18. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ●建設工事関係 ・その他()
19. 消防法関係の手続き	(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・本工事 ・(建築工事・電気設備工事・機械設備工事) ・別途工事 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。
20. 工事用仮設物	構内への設置 <ul style="list-style-type: none"> ・できる(施設管理者と協議) ・できない
21. 工事用電力	構内既存の施設 <ul style="list-style-type: none"> ●利用できる(・有償 ●無償) ・利用できない 本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
22. 工事用水	構内既存の施設 <ul style="list-style-type: none"> ●利用できる(・有償 ●無償) ・利用できない
23. 工事中等の保安監理	電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
24. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
25. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、
26. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
27. 完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
28. 完成時の操作説明	総合監等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
29. 完成図等	(●完成図 ・保全に関する資料 ・()) 完成図作図範囲(設計図を訂正) 完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は、発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。
30. 完成写真	デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。
31. 不正軽油の使用の禁止	(1)市工事に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 (2)受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 (3)受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
32. 現場での安全確保(自主施工の原則)	(1)受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 (2)設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。

2. 施工仕様	下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。 (1)地中埋設管路 <ul style="list-style-type: none"> 1) 項目 2) 調査範囲 (2)貫通及びはつり <ul style="list-style-type: none"> 1) 項目 2) 調査範囲 (3)既設との取合い <ul style="list-style-type: none"> 1) 項目 2) 調査範囲
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認等を着工前に行い、監督員に報告すること。
3. 耐震施工	(1)想定される地震に対応するものとする。 (2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。
4. 耐震基準	耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」(一財)日本建築センター)を適用する。
5. はつり	(1)穴開け及び補修 <ul style="list-style-type: none"> ・なし ●あり(貫通場所及び口径は別図による) (2)溝はつり及び補修 <ul style="list-style-type: none"> ・なし ・あり(はつり深さは別図による)
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 <ul style="list-style-type: none"> ・行う ・行わない
7. 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。
8. 配管・配線の耐震処置	建物外への配管の耐震処置 <ul style="list-style-type: none"> ・行う ・行わない 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 <ul style="list-style-type: none"> ●行う ・行わない
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。
10. 露出配管	(1)雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2)壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分(2m以下)の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (3)通路部分では仮配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4)監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。
11. 合成樹脂管	(1)合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(P F管)
12. 予備配管等	埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は(P F22)を1本、5回路以上は(P F22)を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。
13. 金属製電線管等の塗装	(1)露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 ① 屋外、屋内(電気室、機械室、E P S、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 ② 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 ③ 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) ④ 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。
14. 導入線	通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。
15. 予備スリーブ	梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。 なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。
16. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として合成樹脂製とする。
17. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。
18. プルボックス	(1)屋外形、特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。 (2)屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。
19. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの <ul style="list-style-type: none"> ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ

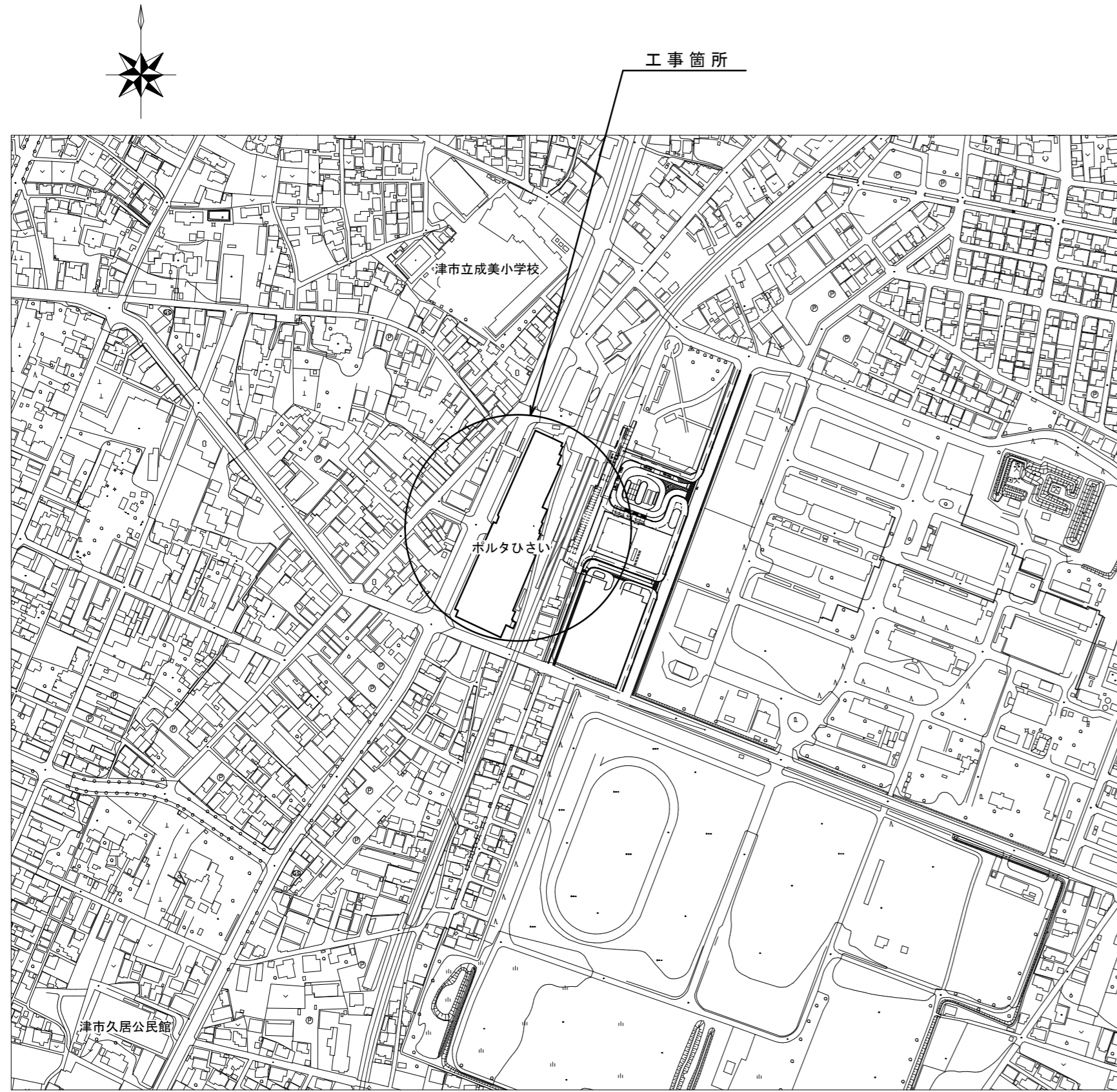
<p>20. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ プルボックス内 ⑥ 屋外の共同溝等の直線部分は、5.0mごと ⑦ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑧ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ・4箇所 ・()箇所</p> <p>21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を突装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。</p> <p>22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。 (2)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。</p> <p>23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度等の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 () 測定回数 前後各()回</p> <p>24. 分電盤、制御盤、キュービクル等 (1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。</p> <p>25. 受変電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通させない。</p> <p>26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。</p> <p>27. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は1.0m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離1.5m以内とする。</p> <p>28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・B種 (材料：根切り土中の良質土 / 工法：機器による締固め) ・その他 () ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (3)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。</p> <p>29. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 直線部分では3.0m程度に1個（3.0mに満たない部分はその間に1個）</p>	<p>3. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については図面による。</p> <p>【電力設備】</p> <p>1. 電灯設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (単独設置) (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等</p> <p>2. 動力設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)分電盤、制御盤等</p> <p>3. 雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 (5)接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設機</p> <p>【電力設備】 1) 電灯設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯 (単独設置) (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等</p> <p>2. 動力設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)分電盤、制御盤等</p> <p>3. 雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 (5)接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設機</p>	<p>【受変電設備】</p> <p>5. 受変電設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)盤類 (4)交流遮断器 (5)断路器 (6)負荷開閉器 (7)変圧器 (8)進相コンデンサ (9)直列リアクトル (進相コンデンサ用) (10)キュービクル等 (11)基礎 (12)配線ピット及び蓋 (13)設置場所</p> <p>【電力貯蔵設備】</p> <p>6. 直流電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)整流装置 (4)蓄電池 (5)性能 (6)蓄電池 (7)性能 (8)電力準化用蓄電設備 (9)分散電源エネルギーマネジメントシステム</p> <p>高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 ・無し ・改造 (機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 ・その他 () ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他 () 1) 形式 ・キュービクル式配電盤 (JIS C 4620) ・高圧スイッチギア (JEM 1425) (・GX ・CW ・PW ・MW) ・開放形配電盤 ・その他 () 2) 中通路 ・有 ・無 3) 特記事項 () 真空遮断器 (VCB) ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し 1) 形式 ・3極単投 ・単極単投 (避雷器用に限定) 2) 操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作 (避雷器用に限定) 1) 形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 2) 配電盤用 ①操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②限流ヒューズ ・有 (ストライカ付き) ・無 ③引外し装置 ・ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ・内蔵 ・無 4) 地中引込用 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする 1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイアル温度計 ・有 (・最大値指針 有 ・最大値指針 無) ・無 油入5.0kV以上、モールド15.0kV以上の場合には必須とする 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド ・ガス入 2) その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド 2) 容量 ・6% ・1.3% 3) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 4) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 ・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他 () ・分電盤、制御盤等 ・その他 () ・給水 ・排水 ・消火 ・空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他 () 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。 ・専用接地 ・金属管接地 (7.5kW以下) 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 4) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 5) 電流計は赤指針付 (定格電流指示) とする。 1) 受雷部 ・突針 ・棟上導体 ・笠木等の別途施工物 2) 避雷導線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3) 接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4) 接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・3回 ・()回 5) 接地極埋設機を設置する。 1) 耐雷トランス ・設置 (・単相用 ・動力用) ・設置しない 2) SPD ・低圧用 (・クラスⅠ ・クラスⅡ) ・通信用 (・カテゴリC2 ・カテゴリD1) 3) SPDの性能仕様は別図による。 1) 低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2) 主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kVA以上とする。 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。 1) 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 2) 施工 ・各種単独 ・共用有り () 1) 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ・()回 接地には接地極埋設機を施工し、接地極の位置がわかるようにする。</p>	<p>【発電設備】</p> <p>10. 燃料式発電設備 (1)用途 (2)設置場所 (3)機器 (4)発電装置 (5)燃料 (6)燃料槽 (7)給油ボックス (8)燃料移送ポンプ (9)基礎 (10)その他 (11)その他 (12)その他 (13)その他 (14)その他 (15)その他</p> <p>1) 用途 ・防災電源専用 (防災認定品) ・防災電源兼用 (防災認定品) ・一般用 2) 区分 ・常用 ・非常用 ・屋内 (・普通地域 ・塩害地域) ・屋外 (・普通地域 ・塩害地域) (3) 機器 ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他 () (4) 発電装置 1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 2) 形式 3) 始動時間 (停電検出後) ・1.0秒以内 ・4.0秒以内 ・()秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・1.0時間以上 ・2.4時間以上 ・7.2時間以上 ・その他 () 5) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式 (・6.6kV ・200V ・()V) ・単相3線式 (200/100V) ・単相2線式 (・200V ・100V ・()V) 6.0Hz ②定格周波数 ③定格出力 () kVA 6) 原動機 ①定格出力 () kW 以上 () ps 以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ・その他 () 1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他 () 2) 引渡時燃料 ・満タン ・指定なし ・その他 () (6) 燃料槽 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク () リットル ・燃料小出槽 () リットル ・主燃料槽 () リットル ・屋外型 (・ステンレス製 ・鋼製) ・屋内型 (・ステンレス製 ・鋼製) 2) 燃料小出槽 ①設置場所 ・屋内 (・屋外 (地上)) ・地下埋設 (・タンク室内埋設 ・直埋設) ・二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他 () ②形式 ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・その他 () ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 1) 材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他 () 2) 油量指示計 ・有 ・無 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ (ウイングポンプ) ・有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () () の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 (6)その他 (7)その他 (8)その他 (9)その他 (10)その他 (11)その他 (12)その他 (13)その他 (14)その他 (15)その他</p> <p>1) 用途 ・防災電源専用 (防災認定品) ・防災電源兼用 (防災認定品) ・一般用 2) 区分 ・常用 ・非常用 ・屋内 (・普通地域 ・塩害地域) ・屋外 (・普通地域 ・塩害地域) (3) 機器 ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他 () (4) 発電装置 1) 種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式 (・85dB(A)/1m ・75dB(A)/1m) 2) 形式 3) 始動時間 (停電検出後) ・1.0秒以内 ・4.0秒以内 ・()秒以内 4) 連続運転時間 ・2時間以上 ・1.0時間以上 ・2.4時間以上 ・7.2時間以上 ・その他 () 5) 発電機 ①電気方式 ・三相3線式 (・6.6kV ・200V ・()V) ・単相3線式 (200/100V) ・単相2線式 (・200V ・100V ・()V) 6.0Hz ②定格周波数 ③定格出力 () kVA 6) 原動機 ①定格出力 () kW 以上 () ps 以上 ②冷却方式 ・ラジエータ方式 ・その他 () 1) 種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他 () 2) 引渡時燃料 ・満タン ・指定なし ・その他 () (6) 燃料槽 1) 形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク () リットル ・燃料小出槽 () リットル ・主燃料槽 () リットル ・屋外型 (・ステンレス製 ・鋼製) ・屋内型 (・ステンレス製 ・鋼製) 2) 燃料小出槽 ①設置場所 ・屋内 (・屋外 (地上)) ・地下埋設 (・タンク室内埋設 ・直埋設) ・二重殻タンク ・一重殻タンク ・その他 () ②形式 ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・その他 () ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 1) 材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他 () 2) 油量指示計 ・有 ・無 1) 電動ポンプ ・歯車ポンプ ・油中ポンプ 2) 手動ポンプ (ウイングポンプ) ・有 ・無 3) 電動ポンプ水没防止カバー ・有 ・無 ・本工事 (・2.1N/mm² ・1.8N/mm²) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () () の仕様詳細は別図による。 【通信・情報設備】 12. 構内情報通信網設備 13. 構内交換設備 (1)機器 (2)交換装置 (3)電話機 (4)端子盤類 (5)アウトレット 14. 情報表示設備 (1)設備 (2)マルチン装置 (3)出退表示装置 (4)時刻表示装置 (5)警報等表示装置 (6)その他 (7)その他 (8)その他 (9)その他 (10)その他 (11)その他 (12)その他 (13)その他 (14)その他 (15)その他</p>
---	---	---	--

16. 拡声設備	・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカー ・その他 () (1)機器 (2)増幅器 (3)付属機器 (4)操作装置 (5)スピーカー
17. 誘導支援設備	(1)設備 (2)音声誘導装置 (3)インターホン (4)トイレ等呼出装置
18. テレビ共同受信設備	(1)受信放送 (2)機器 (3)アンテナ
19. 監視カメラ設備	・仕様詳細は別図による。
20. 駐車場管理設備	・仕様詳細は別図による。
21. 防犯・入室管理設備	・仕様詳細は別図による。
22. 自動火災報知設備	(1)機器 (2)受信機 (3)副受信機(表示装置) (4)中継器 (5)発信機 (6)感知器 (7)光警報装置

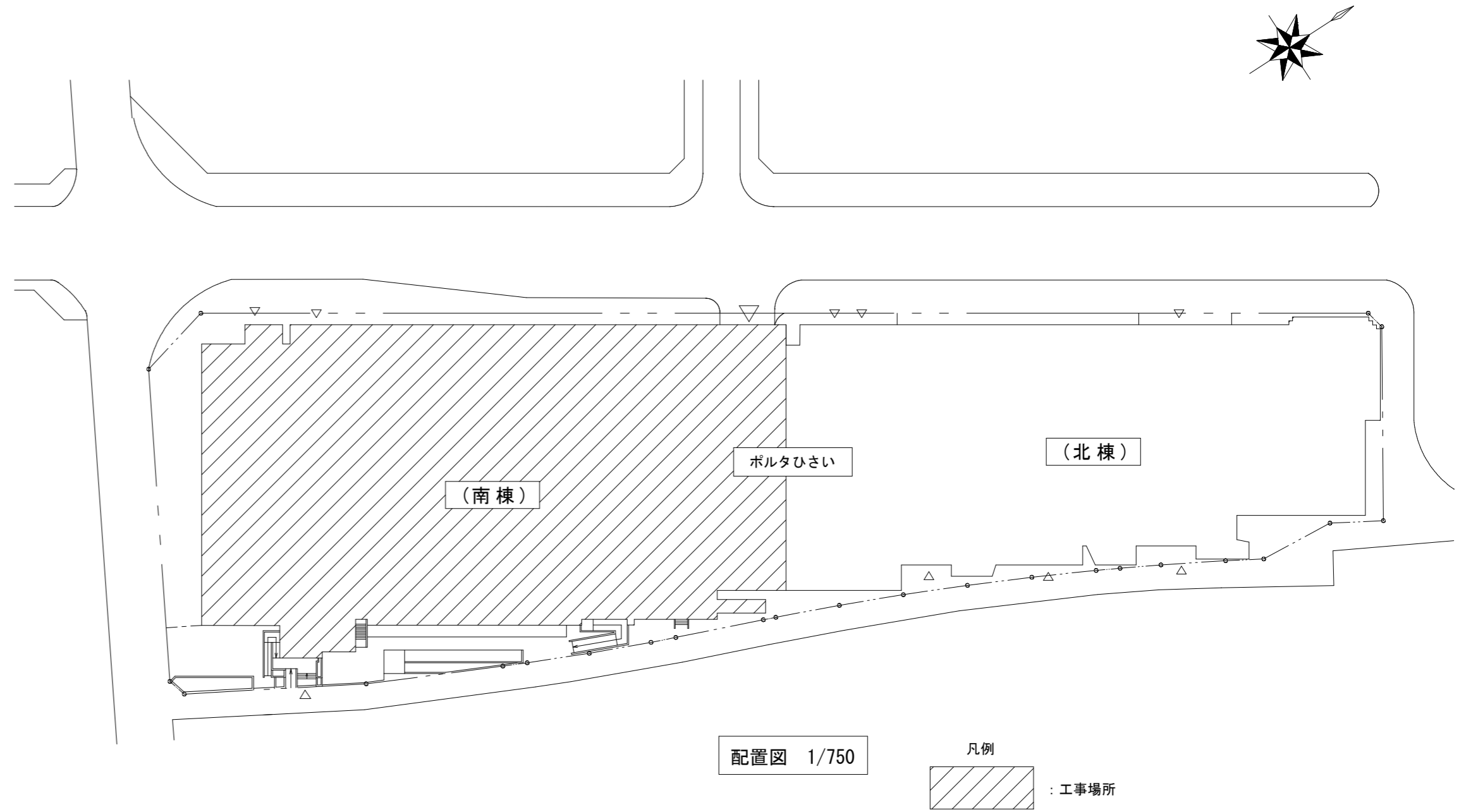
23. 自動閉鎖設備	(1)機器 (2)連動制御器 (3)感知器 (4)自動閉鎖装置 (5)自動開錠装置 24. 非常警報設備 (1)設備 (2)非常放送装置 (3)非常ベル (自動サイレンを含む) 25. ガス漏れ火災警報設備 (1)機器 (2)受信機 (3)副受信機 (4)検知器 【中央監視制御設備】 【医療関係設備】 【構内配電線路】 26. 構内配電線路 (1)配線方式 (2)建柱 (3)装柱機器(高圧用) (4)装柱機器(低圧用) (5)ハンドホールマンホール (6)錆鉄蓋 (7)地中ケーブル保護材料
27. 構内通信線路	(1)用途 (2)配線方式 (3)建柱 (4)ハンドホールマンホール 【その他】 28. 消火器 5. 使用資機材の適用規格 (1)以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本工業規格(JIS規格)適合品の使用を原則とする。

【構内通信線路】	・電話 ・拡声 ・時刻表示 ・火災報知 ・非常警報 ・インターホン ・テレビ共同受信 ・防犯 ・制御 ・その他 () ・地中線式 (・直埋 ・管路) ・架空線式 (・直接 ・ちよう架線添架) ・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ()) ・その他 ()
(1)用途	1) 施工 ・本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架 2) 電柱 ・その他 () ・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・パンザマスト ・その他 ()
(2)配線方式	3) 支持材 ・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線 (保護ガード ・有 ・無) 4) 装柱材料 ・有 ・無 5) 銘板 ・有 ・無 1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
(3)建柱	3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 (() 箇所) 4) 重車両の通行 ・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1(走行速度制限箇所)) ・無
(4)ハンドホールマンホール	1) 錆鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 1) 種類 ・FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他 () 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・2倍長 ・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。
(5)錆鉄蓋	【その他】 28. 消火器 1) 設置 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事) ・別途工事 2) 消火器 種類 ()、数量 () 本 3) 消火器収納箱 材質 ()、数量 () 面
(6)地中ケーブル保護材料	5. 使用資機材の適用規格 (1)以下に定めるとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本工業規格(JIS規格)適合品の使用を原則とする。
【その他】	● 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品 ・電気用品安全法適合品 ● 耐熱・耐火電線、耐熱・耐火ケーブル ・消防庁の登録認定機関として消防庁告示に規定された耐火・耐熱電線及び耐火バスタクトの適合性検査を行い合格したもの ・第三者認証機関として(一社)日本電線工業会規格(JCS規格)への適合性検査を行い合格したもの ● 非常用照明器具 ・建築基準法に定める国土交通大臣認定品 ・(一社)日本照明工業会の自主評定を受け、JIL5501適合マークが貼付されたもの ● 誘導灯 ・登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA誘導灯認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 制御盤 ・(一社)日本配電制御システム工業会規格(JSIA規格)適合品 ● 消防用加圧送水装置、不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の制御盤、火災通報装置、総合操作盤等の認定対象品 ・登録認定機関((一財)日本消防設備安全センター(消防用設備等認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 不活性ガス消火設備等の操作箱、新ガス系消火設備制御盤、緊急通報装置、非常通報装置等の性能評定対象品 ・(一財)日本消防設備安全センターの性能評定を受け、評定証票が貼付されたもの ● 金属閉鎖形スイッチギア ・(一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品 ● 高圧機器(遮断器、限流ヒューズ、負荷開閉器、避雷器、断路器、特定機器以外の変圧器、計器用変成器、保護継電器) ・(一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品 ● 直流電源装置(防災電源用) ・登録認定機関((一社)日本電気協会(JEA蓄電池設備認定委員会))の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● 交流無停電電源装置 ・(一社)電気学会電気規格調査会規格(JEC規格)適合品 ● 自家発電装置(防災電源用) ・登録認定機関((一社)日本内燃力発電設備協会)の認定を受け、認定証票(長時間形)が貼付されたもの ● 自家発電装置(防災電源用でないもの) ・(一社)日本電機工業会規格(JEM規格)適合品 ● 太陽電池モジュールの支持物 ・電気設備の技術基準の解釈第4 6条第2項又は第3項の規定に適合するもの ● 電話用設備(電話交換機、電話機等) ・登録認定機関((一財)電気通信端末機器審査協会(JATE)等)の技術基準適合認定を受け、適合表示が貼付されたもの ● 非常用放送設備 ・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの ● テレビ共同受信機器 ・優良住宅部品(BL部品)の認定を受けたもので、BLマーク証紙が貼付されたもの ・(一社)電子情報技術産業協会スーパーハイビジョン受信マーク登録品の認定を受けたもので、SHマークが貼付されたもの ● 自動火災報知設備 ・登録認定機関(日本消防検定協会)の認定を受け、認定証票が貼付されたもの (2)特殊仕様の資機材を使用する場合は、仕様・性能等を証明する書類を監督員に提出し、かつ監督員の承諾が得られた場合に限り使用できるものとする。

6. 施工方法及び検査に関する事項	※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 作業着手までの施設調査は、事前に施設管理者及び市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し、作業及び通行時等の安全確保・災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 周辺住民等からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。 ※ ホルタひさい駐車場は24時間年中無休のため、本工事は、夜間作業(午前1時から午前5時まで)とするが、施設運営に支障のない範囲で昼間作業可とする。なお作業工程は施設管理者と協議のうえ決定すること。 ※ 作業時は、来庁者等の動線に注意すると共に、資材運搬時也十分注意すること。 ※ 作業事前周知資料を作成し、施設運営についても配慮すること。 ※ 作業中は養生等を適切に行い、防塵対策に努めること。(既存物品及び機器等の養生含む) ※ 工事期間中も施設運営を行っているため、緊急かつ必要な場合は、市監督員以外の者も施工者に指示することがあるが、その場合はその指示に従うこと。 ※ 停電作業がある場合は、施設運営に支障を来さぬよう注意し、事前に市監督員、施設管理担当者調整を図ること。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺、工事車両出入口周辺の安全確保を徹底すること。 ※ 駐車区画及び道路部分で作業する際は、区画管理及び誘導員を配置すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。なお、敷地内においても通行人等に配慮すること。 ※ 工事用水、電力については、既存の施設を無償で利用できる。 ※ 工事着手前には、現況状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
-------------------	---



位置図



ネットワークカメラ 4台

参考型番: WV-S1531
吊り金物・落下防止ワイヤ共

RBSS認定

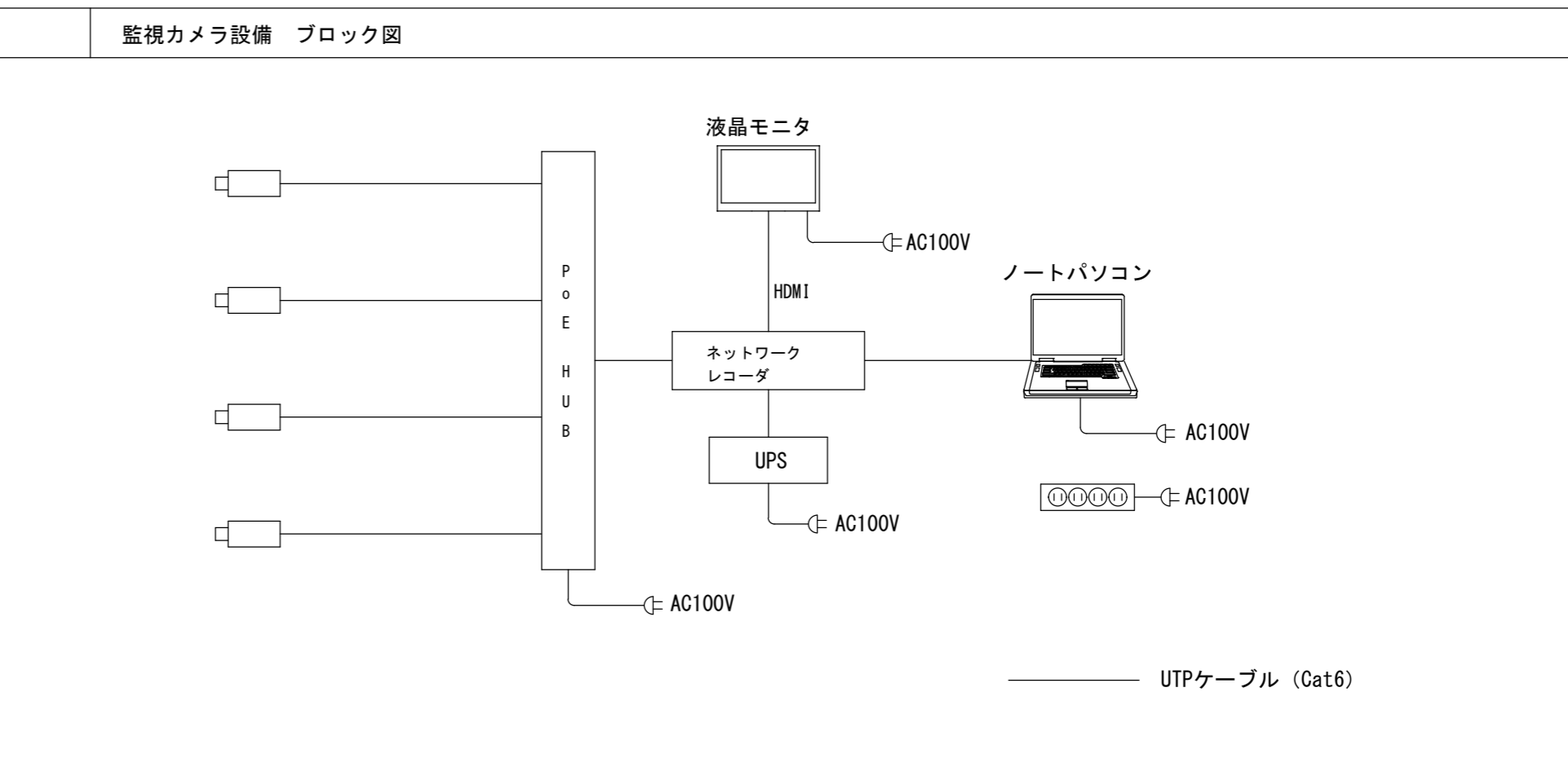
電源	DC12V、PoE (IEEE802.3af準拠)
撮像素子・有効画素数・走査方式	約1/3型MOSセンサー・約240万画素・プログレッシブ
最低照度	カラー: 0.012lx、白黒: 0.006lx (F1.6)/0lx (IR LED点灯時)
ネットワーク	10BASE-T/100BASE-TX、RJ45コネクタ
画像解像度	2M [16:9] (H) 1920/1280/640/320 (30/60fpsモード) 3M [4:3] (H) 2048/1280/800/640/400/320 (30fpsモード)
画像圧縮方式	H.265・H.264、JPEG ※独立に4ストリーム分の配信設定可能
スマートコーディング	顔スマートコーディング、GOP制御
レンズ部	f=2.8~10mm (3.6倍、電動ズーム/電動フォーカス)
セキュリティ	ユーザ認証/ホスト認証/HTTPS/動画ファイルの改ざん検出
防水性・耐衝撃性	IP66、Type 4X、NEMA 4X 準拠・IK10
機能	アドバンスド露光コート、インテリジェントオート、スーパーダイナミック、逆光/強光補正、カラー/白黒切替、IR LED、画像補正、VMD、AF、SDメモリーカードスロット

ネットワークレコーダ 1台

参考型番: WJ-NX300/8

RBSS認定

電源	AC100V 50Hz/60Hz
カメラ接続台数	9台 (16台/24台/32台: カメラ拡張キット (別売) 登録時)
録画圧縮方式	H.265 (対応カメラ接続時)、H.264、JPEG
HDD	8TB (2TBx4)
入出力	映像出力端子: 1、モニター端子: 2 (HDMI)、音声出力端子: 1、マウス接続ポート: 2 ※マウス1個付属、コピーポート: 2 (USB3.0)、増設端子: 2
アラーム/コントロール端子A・B: 各1 (端子台プラグ)、カメラ/PCポート・PCポート: 各1 (RJ-45)	
モニター端子 解像度 (最大)	メイン: 3840x2160 (4K) p/30Hz、サブ: 1920x1080 p/60Hz
特長 (機能)	高精細映像監視、簡単操作・簡単設定、RAID機能 (拡張キット (別売) 登録時)、HDDスタンバイ機能、増設ユニット接続 (別売・最大2台)、外付HDD・USBメモリーにコピー可能、セキュア通信 (拡張キット (別売) 登録時)、MP4ダウンロード、顔照合・統計処理 (拡張キット (別売) 登録時)、画像回転、VMD時短再生 (VMD搭載カメラのみ)



液晶モニター 壁掛け金具共 1台

参考型番: TH-32EF1J+FW-37

電源・消費電力	AC100V 50Hz/60Hz 65W
画面サイズ・画素数	32V型 16:9 1920x1080画素
液晶パネル・バックライト	IPSパネル D-LED
輝度・コントラスト	350cd/m ² 1400:1
入出力端子	ビデオ入力、HDMI入力、DVI-D入力、PC入力、音声入力/出力、外部制御端子、USB接続端子
質量	約5.3kg
ベゼル幅	T/R/L: 11.9mm、B: 17.2mm
設置方向・設置角度	横/縦 横: 前傾0~20度まで
備考	USBメディアプレーヤー、データクロニング、マルチ画面

HUB PoE HUB 1台

参考型番: PN-25087

ポート	10/100/1000BASE-T: 10 (給電可能ポート: 1~8)
給電機能	PoE (IEEE802.3af/at) 対応 最大124W (8ポート計) 給電可能
スイッチング容量	20.0 Gbps
電源	AC100V、最大150W
質量	約2.25kg

ノートパソコン 映像監視ソフトウェア共 1台

参考型番: 7RB03PA#ABJ 映像監視ソフトウェア仕様 参考型番: WV-ASM300

OS	Windows 10 Pro 64ビット	モニター表示	グループ表示、シーケンス表示等
メモリ	16GB	検索	日時検索、VMD検索、サムネイル検索等
CPU	インテル® Core™ i7-8685Uプロセッサ	再生	日時指定再生、タイムライン再生
ストレージ	256GB SSD	ダウンロード	レコーダ録画データ、カメラSDメモリーデータ
表示方式	15.6型ワイド フルHD液晶ディスプレイ	その他	USBメモリー書き出し機能
光学式ドライブ	DVDライター内蔵		
外形寸法	幅376mm×奥行246mm×高さ22.5mm		
その他	マウス付、雷ガード付4ケロタップ付		

UPS 1台

参考型番: BY120S

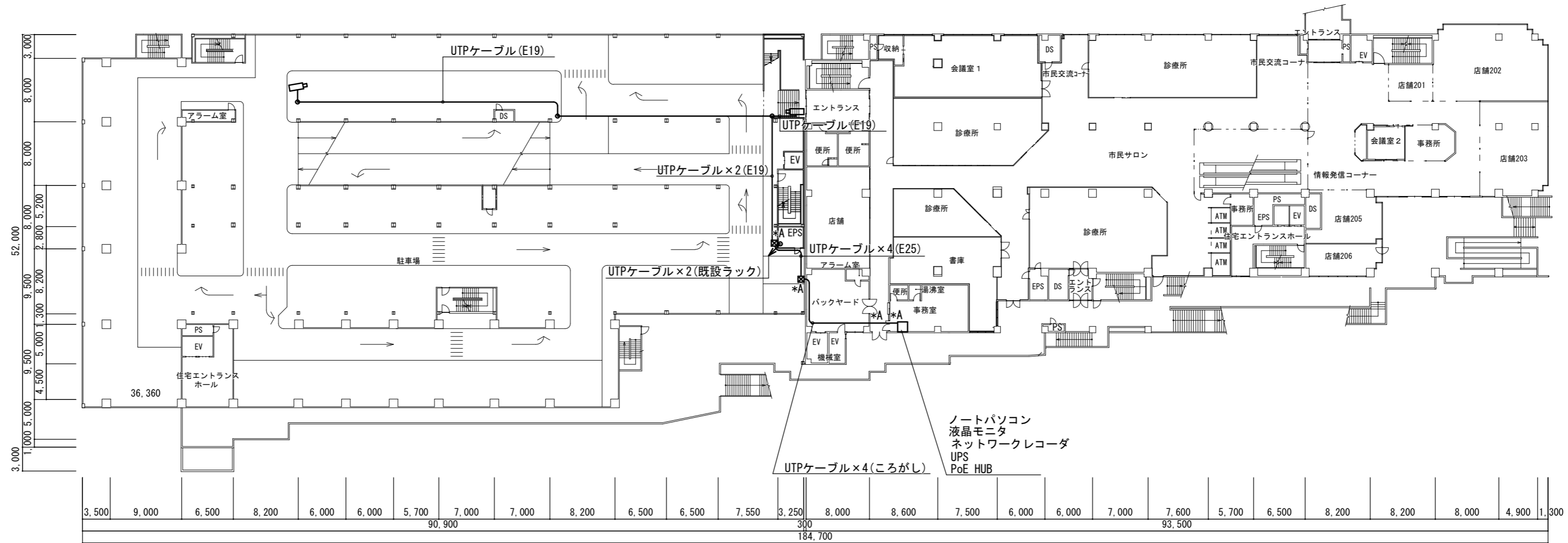
電源	AC100V/110V/115V/120V 50/60Hz
運転方式	常時商用給電方式
最大電流	12A/15A (定格入力電圧時/最小入力電圧時)
出力容量	1200VA/720W
出力波形	正弦波
バッテリー容量	DC12V/7.8Ah/2個

参考

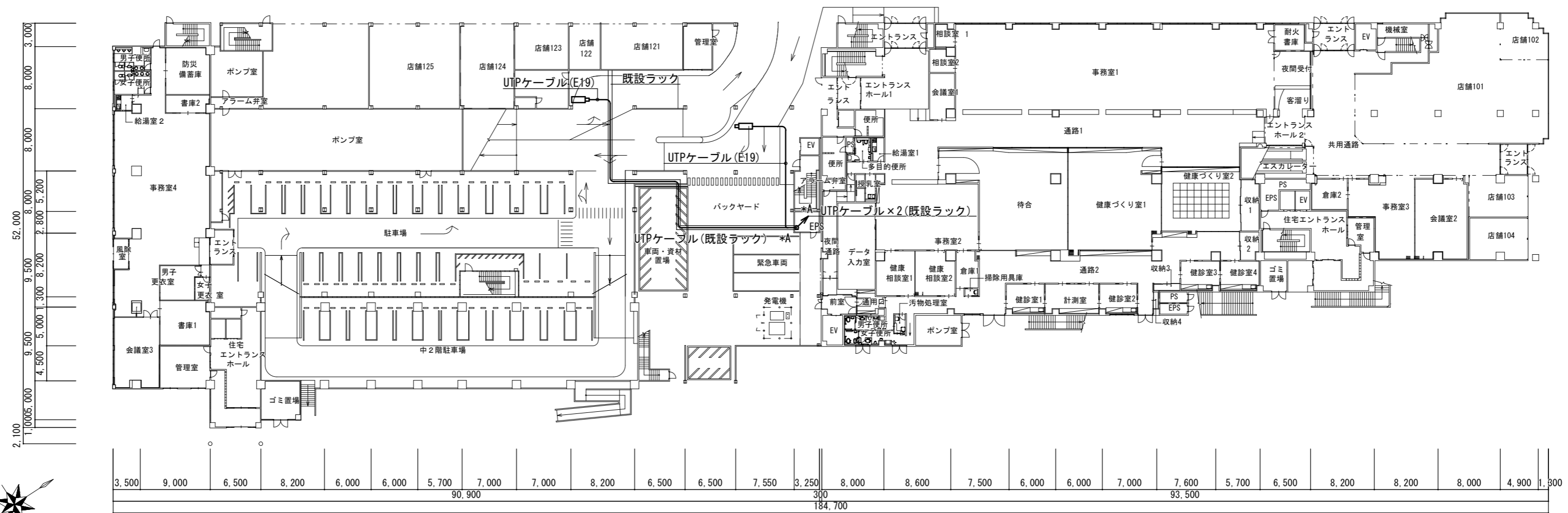
凡例

記号	名称
□	監視カメラ
⊠	プルボックス 200×200×200SUSWP
○	露出丸ボックス
↗	立ち上げ
↘	立ち下げ
*A	防火区画貫通処理

新設電線管についてはスラブより支持すること
UTPケーブルはCat6とする



2階平面図 1/500

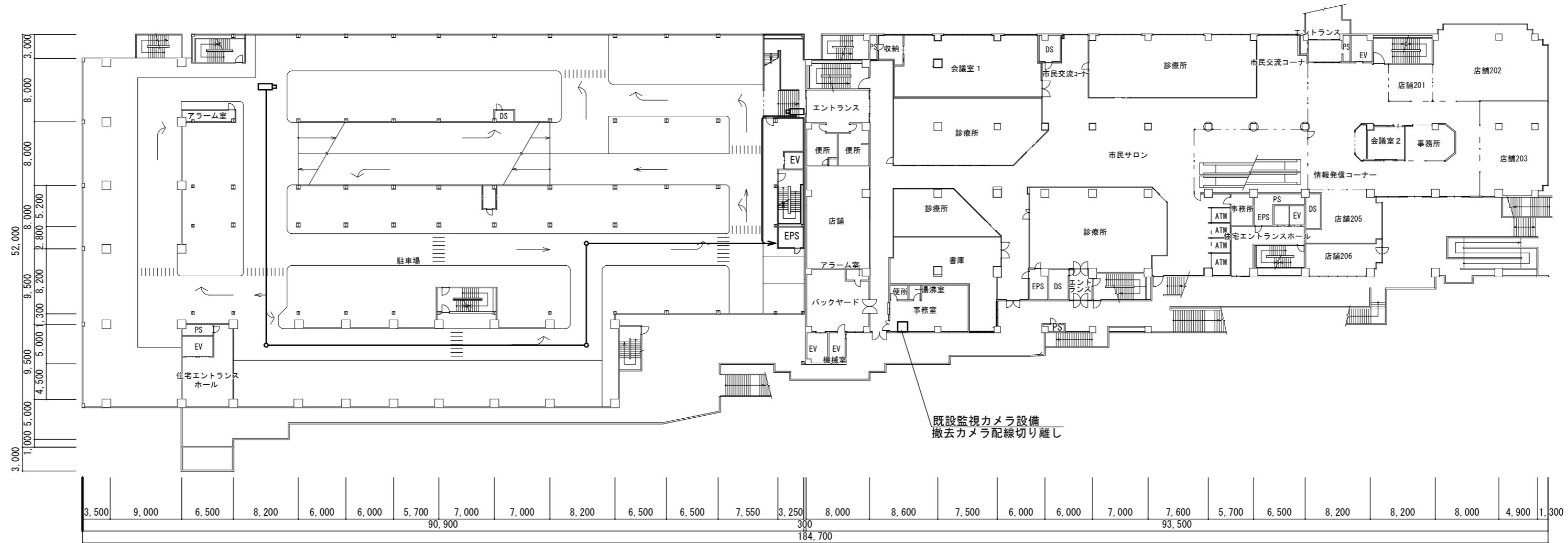


1階平面図 1/500

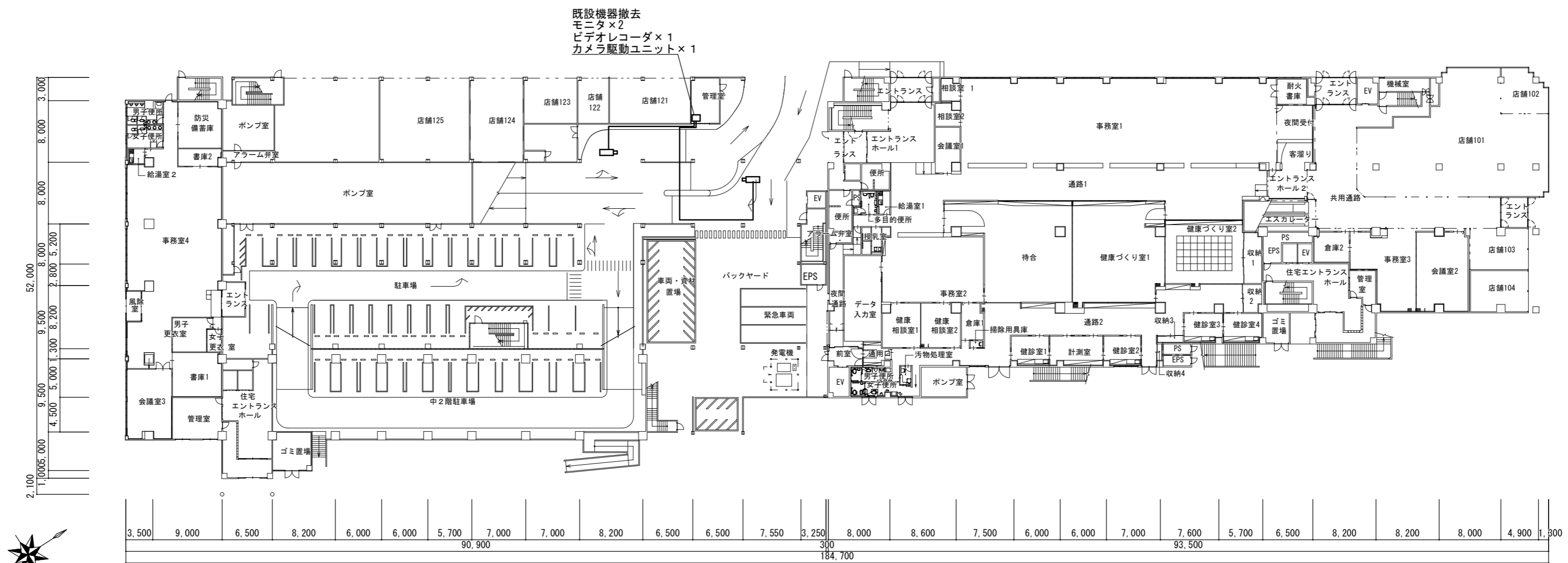
凡例

記号	名称
□	監視カメラ
—	5C-FB
↗	立ち上げ
↘	立ち下げ

※配線配管は可能な限り分別し撤去とする



2階平面図 1/500



1階平面図 1/500